

障害者青年教室事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害のある青年の学習機会の一つとして、障害者施設等における文化・体育教室の実施を支援することを目的として、障害者青年教室事業を実施する者に交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助対象者は、障害者青年教室事業を実施する豊中市で指定を受けている障害福祉サービス事業所とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、教育長が定める。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる障害者青年教室事業は、第1条に規定する目的のため、障害者施設等において実施する音楽、体育、書道、リズム体操、パソコン講習、華道、茶道、陶芸、絵画等の学習活動とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、障害者青年教室事業の実施に際し、講師に支払った謝礼金に相当する額とする。

2 補助金の額は、教室の実施1回1時間以上当たり3,000円(所得税込)とする。ただし、謝礼金額(所得税込)が3,000円を下回る場合は、その金額とする。

(交付の申込み)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申込書に事業計画書を添えて教育長が定める期日までに教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件を付することができる。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、速やかに障害者青年教室変更届を教育長に届け出ること。
- (2) 補助対象事業を中止する場合は、速やかに障害者青年教室中止届を教育長に届け出ること。
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(決定の通知)

第9条 教育長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込者に対し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(事業の実施)

第 10 条 事業の実施は、補助金交付決定を受けた年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間で行わなければならない。

(補助金の請求等)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者は、上半期(4月～9月)は、補助事業の終了後 30 日以内に、下半期(10月～3月)は、補助事業の終了後 30 日以内又は社会教育課が指定する提出締切日までに、補助事業実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金交付請求書を教育長に提出しなければならない。なお、下半期は、下記第 4 号の提出は省略することができる。

- (1) 障害者青年教室実績報告書
- (2) 謝礼領収書の写し
- (3) 口座振替(銀行振り込み)依頼書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 12 条 教育長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書の書類の審査を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に対し補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 教育長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく教育長の指示に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 教育長は、補助金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、第 13 条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該変換を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順

次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 第1項又は前項の加算金又は延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(指示及び検査)

第16条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査することができる。

(帳簿等の整備)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業対象に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度終了後5年間は整備しておかなければならない。

(委任)

第18条 この要綱で定める様式その他必要な事項は、社会教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。